

# 「令和4年度与党税制改正大綱」について

本日、「令和4年度与党税制改正大綱」が決定された。

取りまとめにあられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表します。

## **1 「地方拠点強化税制」の延長・拡充について**

- ・「地方拠点強化税制」について、その適用期限が2年延長されるとともに、一部要件が緩和され、情報サービス事業部門のために使用される事務所が対象に追加されたことなどについては、全国知事会の提言を踏まえていただき、深く感謝申し上げます。
- ・新型コロナの影響で企業の地方移転への機運が高まっている中、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保できるよう地方団体として努めていくが、国においては本制度がより実効性のある税制となるよう、引き続き、制度の更なる拡充を検討していただきたい。

## **2 法人事業税の収入金額課税制度について**

- ・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、導管部門の法的分離の対象となる大法人等に係る製造・小売部門の課税方式の4割を見直して付加価値割及び資本割を組み入れるとともに、その他の法人に係る製造・小売部門の課税方式においては一般の事業と同様とすることとされた。
- ・今回の見直しでは、導管部門については収入金額課税が維持され、大法人等における製造・小売部門については収入金額課税が過半で維持されたところである。また、これに伴う減収分について一定の代替財源を確保し、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響に一定の配慮をしていただいた。
- ・令和4年度与党税制改正大綱に、電気供給業及びガス供給業の課税のあり方について、引き続き検討する旨記載されたところであるが、これらの事業の収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献してきており、エネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していることや地元自治体から多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

## **3 国際課税ルール見直しについて**

- ・経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについては、今後、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となる。国際合意に則った法制度の整備を進めるに当たっては、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討していただきたい。

#### **4 住宅ローン控除における個人住民税の取扱いについて**

- ・ 個人住民税における住宅ローン控除については、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高 9.75 万円）の控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとされ、これに伴う個人住民税の減収額を地方特例交付金により全額国費で補填することとされた。これは、本来、所得税が担うべき役割を補完する制度であることを踏まえた取扱いとなっており、全国知事会の提言を踏まえていただき、感謝申し上げます。

#### **5 航空機燃料譲与税の安定的確保について**

- ・ 航空機燃料税について、令和4年度に限り、税率の引下げ（13,000 円/kℓ）が措置されたところであるが、地方公共団体に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる（本則 2/13→4/13）措置が講じられたことに関しては、全国知事会の提言を踏まえていただき、感謝申し上げます。

令和3年12月10日

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長      宮崎県知事 河野 俊嗣

全国知事会 地方法人課税諸課題PTリーダー      山口県知事 村岡 嗣政